

2016年2月26日（金）日本医師会女性医師支援センター事業

三重県医師会の取り組み

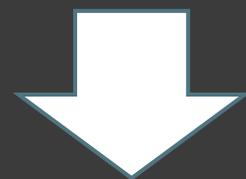
「女性が働きやすい医療機関」 認証制度について

公益社団法人 三重県医師会
理事 今野 信太郎



平成27年度
女性医師支援センター事業中部ブロック会議

女性医師支援に遅れを取っていた三重県



女性医師支援センター事業中部ブロック会議に
日本医師会女性医師支援センターより12名が出席

三重県における女性医師支援に関する取り組み状況①

平成21年

秋 担当理事が三重県健康福祉部と「女性医師相談支援窓口」設置について検討開始

10月 三重県等との共同で、県内全病院を対象に「子育て医師等、就労支援の現況に関する調査」を実施（院内保育所の設置状況等を調査）

平成22年

4月 県医師会勤務医委員会規程を「委員改選時、女性委員が2割以上となるよう、積極的に女性委員登用の推進に努めるものとする。」と変更

5月 「託児サービス併設費用補助」(日医) を利用し、県医師会の研修会に託児室設置

平成24年

2月 女性医師の集いを開催

10月 三重県・三重県地域医療支援センター等と共同で、県内全病院を対象に「子育て医師等、就労支援の現況に関する調査」を実施

平成26年

8月 三重県からの委託を受け三重県医療勤務環境改善支援センターを開設
(医療機関における医療スタッフの勤務環境改善への取組を支援)

三重県における女性医師支援に 関する取り組み状況②

平成26年

11月 「女性医師の委員会」設置に向けて検討開始。

平成27年

1月 第1回女性医師の委員会

4月 第2回女性医師の委員会

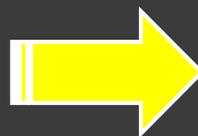
日本女医会長山本繡子氏講演会「女性医師が働き続けるための自助、互助、共助、公助」

10月 第3回女性医師の委員会

三重県医療勤務環境改善支援センターの事業「女性が働きやすい医療機関」
認証制度創設に向けて協議



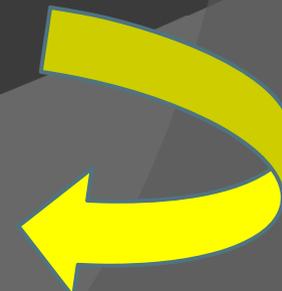
知事の要請



公的な位置づけ

11月 「女性が働きやすい医療機関」認証制度 創設

女性医師による検討



委員からの意見

- ・初期研修・後期研修等の研修期間に妊娠となり、育児をするようになった際には勤務を軽減しにくい
- ・子どもの病気時・急な体調変化の時の対応が困難
- ・出産後の職場復帰における勤務環境について
- ・仕事と子育ての両立が難しい事
(保育園に預けたとしても勤務時間と保育時間が合わない等)

委員からの意見

- ・勤務軽減（当直免除など）になった場合、通常の場合よりキャリアアップできない
- ・平日、土曜に行われる子供の学校行事に参加できない
- ・夜間の勉強会・講習会・泊まりの学会総会に参加しにくい
- ・子供が病気になった時に代わりにみてもらえる親族等がいないと仕事を休まざるをえない事
- ・時間外、夜間など、急変、救急、呼び出しに対応困難

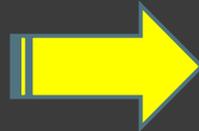
三重県における女性医師支援に 関する取り組み状況②

三重県医療勤務環境改善支援センターの事業

平成27年11月 「女性が働きやすい医療機関」認証制度 創設

女性医師による検討

知事の要請



公的位置づけ

医療機関の主体的な取組を促進

- ・妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備
- ・保育施設の整備
- ・制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくり 等



女性が働きやすい医療機関 認証までの手続き

1. 書類審査

勤務環境改善や女性が働きやすい視点からなる自己点検表を提出

勤務環境改善の視点

三重県版勤務環境改善マネジメントシステム
チェックリスト

**「女性が働きやすい」視点
女性が働きやすい医療機関認証制度
チェックリスト**

2. 現地確認

申請書類に記載されている内容の確認や、
実際の運用状況の詳細等を確認



3. 専門家による審査

申請書類の内容や実際の運用状況、
病院管理者の信念などを審査

4. アドバイス・支援

審査を受けて、改善部分がある医療機関に対してセンターが助言・支援

認証

認証書を交付し、三重県ホームページに公表

三重県医療勤務環境改善支援センター

医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、PDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する総合的な支援を行います。

三重県

「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計（審査項目、採点方法等の策定）を行います。

1. 書類審査

「女性が働きやすい医療機関」認証制度チェックリスト

病院部門

I 職場環境づくり

II 人事管理

III 保育・介護支援

IV サポート体制

診療所部門

カテゴリー別・審査項目

I 職場環境づくり

病院部門	診療所部門
① 女性医療従事者及び子育て医療従事者等に対する支援について明確な医療機関のビジョンを持っている	① 女性医療従事者及び子育て医療従事者等に対する支援について明確な医療機関のビジョンを持っている
② 支援されている職員に対する他の職員との不公平感をなくすための配慮をしている	② 支援されている職員に対する他の職員との不公平感をなくすための配慮をしている
③ 子育て医療従事者等のための職場の雰囲気づくりに努めている	③ 子育て医療従事者等のための職場の雰囲気づくりに努めている
④ 定期的に職員満足度調査を実施している	④ 定期的に職員と面談を実施している

Ⅱ 人事管理

病院部門

①複数主治医制を導入している

②子どもが病気になった時や家族の介護が必要な時など急な欠員にも対応できるような体制整備と人員配置をしている

③育児休業等の終了後、「現職」または「現職相当職」に復帰させることを定めている

④女性や育休取得者等を差別しないキャリアアップシステム（昇進）となっている

⑤管理職は、子育て医療従事者等の支援のための研修を受講することとしている

診療所部門

①育児休業等の終了後、「現職」または「現職相当職」に復帰させることを定めている

②育児休業制度や介護休業制度を持っている

③管理者は、子育て医療従事者等の支援のための研修を受講することとしている

④早出遅出勤務など子育て医療従事者等が働きやすい勤務体制をとっている

Ⅲ 保育・介護支援

病院部門

診療所部門

①授乳、搾乳ができるスペースを確保している

①授乳、搾乳ができるスペースを確保している

②職種等によらず利用できる院内保育を設置している
(保育所の共同設置、共同利用を実施している)

②子どもが病気になった時や家族の介護が必要な時など
急な交代に対応できる体制をとっている。

③24時間保育や0歳児保育にも対応している

④学童保育を実施している(他の機関と連携し学童保育
ができる体制を作っている)

⑤病児保育の支援をしている

⑥民間のシッターサービスやヘルパーサービス等が利用できる
ような工夫(共同契約等)を行っている

③民間のシッターサービスやヘルパーサービス等が利用できる
ような工夫(共同契約等)を行っている

IVサポート体制

病院部門

診療所部門

①子育て医療従事者等の支援として相談窓口を明確にし、専門スタッフの配置など、ワンストップ対応を実施している

①子育て医療従事者等が管理者や同僚に相談しやすい体制をとっている

②先輩に相談できる機会の提供や育児経験・介護経験等の共有のための当事者を含めたミーティングを実施している

③育児休業等の間に専門知識のキャッチアップができる機会を設けている（講習会や文献の情報提供、e-learning等）

②育児休業中にも専門的な知識や子育てに関する情報を紹介するなど意思疎通を図っている。

④復職支援（実技実習やプログラム等）を実施している

③職場に戻った際、ブランクを解消するため現場での支援をしている

⑤子育て医療従事者等に有益な情報（支援メニューや社会資源、優良事例）の紹介をしている（パンフレットの作成配布等）

⑥子育て医療従事者等について、他の医療機関とのネットワーク形成支援を実施している

2. 現地確認

(1) 現地確認

申請医療機関において現地確認を実施します。

(2) 関係職員に対するヒアリング

管理者等の意識を確認をするため、関係職員のヒアリングを実施します。

(3) 施設確認

〈院内保育所、授乳・搾乳スペース、相談窓口等〉

(4) 現地確認調書の作成

現地確認に基づき作成します。



3. 専門家による審査

■ 専門部会による審査(審査会)

チェックリスト、「女性が働きやすい医療機関」確認票、現地確認調書及び医療機関へのヒアリング内容に基づき、審査を行います。

「女性が働きやすい医療機関」の審査

(1) 配点方法

- ① 評価項目を4つのカテゴリーに分類し、カテゴリー別に配点を設定
- ② カテゴリーごとに審査項目を設定し、それぞれ点数を設定

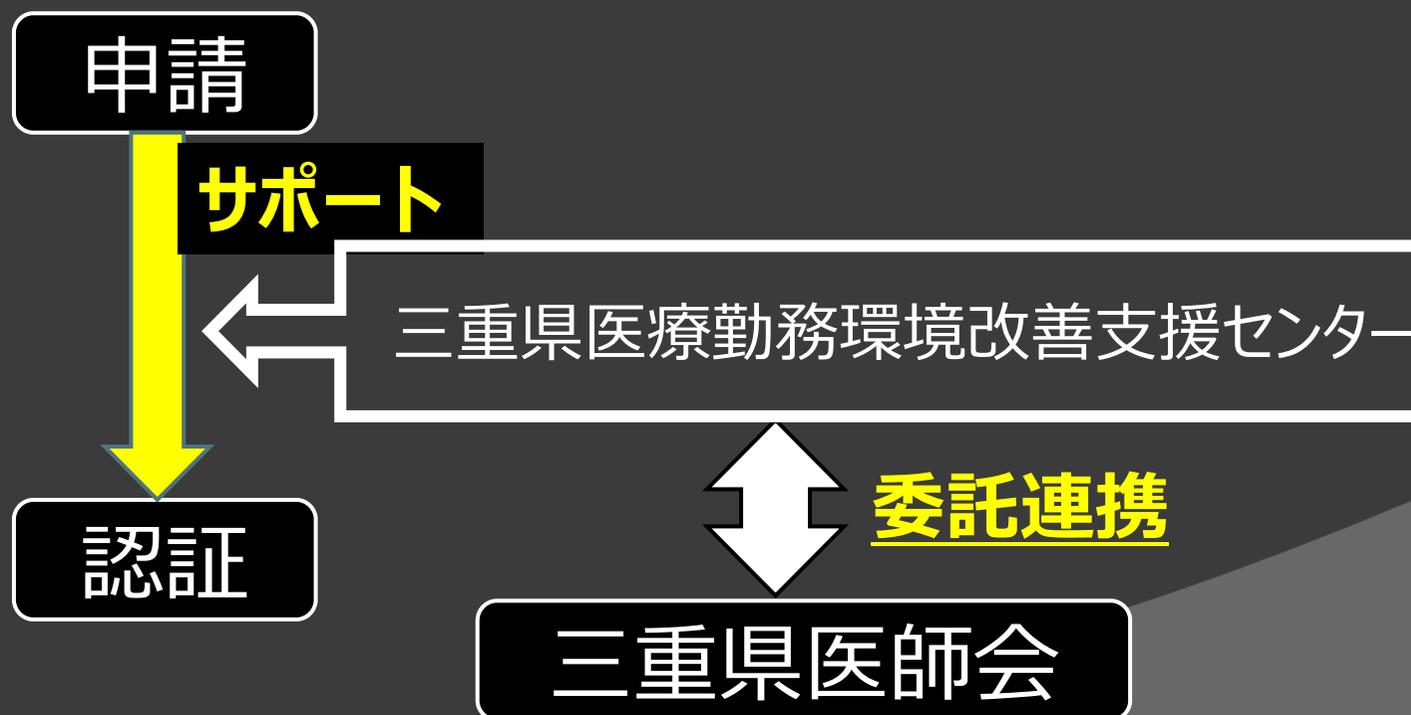
(2) 認証基準

- ① 申請書類、現地確認
総合的に勘案し専門部会で審査を行う。
- ② カテゴリー別配点のうち、0点のカテゴリーがあれば認証対象外

4. アドバイス・支援

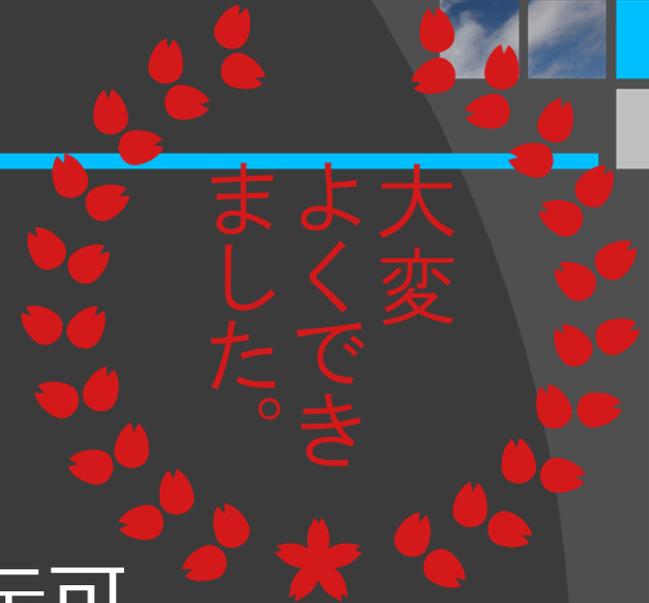
三重県医療勤務環境改善支援センターとの協働

- 申請のあった医療機関が、審査の結果、認証に至らなかった場合、三重県医療勤務環境改善支援センターが改善部分のアドバイス、支援を行い、認証に至るまでサポートをします。



5. 認証

- 三重県が認証書の交付
- 広告や名刺等に、認証マーク表示可
- 有効期間は、認証日からその3年後の年度末
- 認証医療機関を関係団体（医師会、看護協会、病院協会、看護師等養成所等）へ通知



まとめ

- 「女性が働きやすい医療機関」認証制度の概略報告
- 県が認証し、社会的に評価される仕組みを作る
- 三重県が認証書公布、県のホームページなどで周知
- 三重県医療勤務環境改善支援センターと協働
- 多職種が働きやすい環境は、女性医師も男性医師も働きやすい